

# インフルエンザの出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

※発症した後5日とは...「発症」という現象が見られた翌日を第1日目とする  
※解熱した後2日とは...「解熱」という現象が見られた翌日を第1日目とする



出席停止解除報告書の提出は不要です。